



2025年7月22日

各 位

上場会社名 株式会社 L i b W o r k  
代表者名 代表取締役社長 瀬口 力  
(コード番号: 1431 東証グロース・福証 Q-Board)  
問合せ先責任者 取締役経営企画室長 難家 嘉之  
(TEL. 0968-44-3227)

## 世界初(※1)、3Dプリンター住宅のNFT化と暗号資産(ビットコイン)決済による販売構想のお知らせ

当社は本日、自然素材と3Dプリンター技術を融合させた新たな住宅「Lib Earth House model B」を完成させました。

さらに本住宅は、デジタル設計データをNFT(非代替性トークン)として発行することで、設計・所有の透明性と価値を革新いたします。さらに暗号資産(ビットコイン)による決済を可能にすることで国内外においてグローバルな販売・取引が可能となります。(※2)

これにより、唯一無二の家とその設計が、世界中の資産として流通し、設計者・所有者・履歴が常に透明・真正性をもって証明される構造を実現します。

本取り組みを通じて、当社は世界に向けて住宅流通の新たな可能性を拓く、次世代デジタル住宅流通の先駆者となることを目指します。 ※1 当社調べ(2025年7月) ※2 暗号資産の保有方針については現時点では未定です。詳細が決まり次第、後日開示いたします。

### 1. 背景

近年、建設業界では深刻な人手不足と資材高騰に直面しており、従来型の施工方法に限界が見え始めています。これに対し、3Dプリンター住宅は「人手・時間・コスト」を劇的に削減できる新技術として、世界中で注目を集めています。

こうしたなか、建築物そのものや設計データの「真正性」「所有履歴」「知財管理」をどう担保するかが、新たな課題となっています。特に、3Dプリンター住宅はデジタル設計をベースにしているため、その設計ファイルの権利保護やライセンス管理が不可欠です。

一方、ブロックチェーン技術とNFT(非代替性トークン)は、アートや音楽業界だけでなく、不動産や知的財産分野への活用が進んでいます。NFTは「唯一無二のデジタル資産」としての性質をもち、所有証明・真正性・履歴管理を透明かつ改ざん不可能な形で記録できます。よってこれら二つを融合することで以下のような革新を可能にいたします。

- ・設計データをNFT化することでライセンスの無断使用を防止し、知財価値を守る
- ・住宅1棟ごとの「ID・履歴・所有情報」をブロックチェーンで管理し、トレーサビリティを確保
- ・「この家は世界に1つしかない」という資産価値・ブランド価値の向上

特に日本においては、建設業界のデジタル化が遅れており、「設計図の管理」「履歴の一元化」「権利の見える化」といった観点でNFTの有用性は極めて高いといえます。

今回のプロジェクトは、3Dプリンターハウスという次世代建築とNFTという分散型デジタル技術を融合させた、日本発・世界初の取り組みとして、住宅の定義そのものをアップデートする試金石となります。

### ■ 参考:

Persistence Market Research 「3D Printed Houses Market」(2023)

<https://www.persistencemarketresearch.com/market-research/3d-printed-houses-market.asp>

経済産業省「デジタル取引環境整備事業 報告書」(2023年)

[https://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2023FY/000006.pdf](https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2023FY/000006.pdf)

## 2. 3Dプリンター住宅のNFT化の目的

当社が取り組む3Dプリンター住宅のNFT化は、デジタル技術とブロックチェーンの融合により、これまで流動性や透明性に課題があった住宅の取引の在り方を刷新することを目的としています。

NFT（非代替性トークン）を活用することで、住宅モデルや設計図などのデジタル資産の所有や取引を、グローバルに安全かつ分散的に管理・証明することが可能となり、より開かれた住宅市場の実現に貢献します。

さらにこうした資産のデジタル化は、メタバースやWeb3時代を見据えた国際的な住宅市場の新たな創出にもつながります。当社は、3Dプリンター住宅をNFT化することで、世界中の投資家やユーザーに向けた新しい住宅流通の仕組みを構築し、ブランドの国際的価値の向上と新市場への展開を積極的に推進してまいります。

## 3. 3Dプリンター住宅のNFT化の特徴

### (1) 設計データ（CAD/3Dモデル）のNFT化

住宅1棟ごとの3D設計データをNFTとして発行し、購入者やフランチャイジーが「唯一の設計権利」を保有できる。これにより設計図の無断複製防止、設計の真正性を証明できる。

### (2) 物理的な「住宅そのもの」の“所有権証明”NFT化

物理的な3Dプリンターハウスと紐付いたNFTを発行し、実際に3Dプリントされた住宅とNFTが連携され、所有履歴と所有者情報をチェーン上で管理できる。NFTの転送により設計ライセンスや建築物の使用権も円滑に移転可能となり住宅履歴の透明性向上、海外取引での信頼性が確保される。さらにメタバース用資産としての活用も期待できる。

### (3) シリアルナンバリングによる資産価値の創出

たとえば「No.001 3DLibModel」などナンバリングされたNFTとして希少価値を付与できる。二次流通でも「価値の裏付け」や信頼性が確保される。

### (4) フランチャイズやライセンス展開の基盤整備

設計利用権をNFTで発行し、使用期間に応じて権利を貸し出す。権利管理の効率化を実現。

## 4. 今後の展開

2026年1月受注開始に合わせ第一弾トークンを発行します。今後順次シリーズ展開を予定しています。

## 5. 業績に与える影響

2026年6月期の業績予想に与える影響は軽微と考えます。今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

当社は、本システムの開発を通じて、SDGs番号3「すべての人に健康と福祉を」、SDGs番号11「住み続けられるまちづくりを」、SDGs番号12「つくる責任つかう責任」、SDGs番号13「気候変動に具体的な対策を」、SDGs番号15「陸の豊かさを守ろう」及びSDGs番号17「パートナーシップで目標を達成しよう」の実現に努めてまいります。



以上